

福岡県子ども計画策定における子どもや子育て当事者等の意見聴取について

1 目的

- 子ども基本法第11条において、国及び地方公共団体は、子ども施策を策定・実施・評価するに当たり、施策の対象となる子どもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるため、必要な措置を講ずることとされている。

※ 子ども基本法(令和4年法律第77号)

第11条 国及び地方公共団体は、子ども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該子ども施策の対象となる子ども又は子どもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 令和6年度の子ども、子育て当事者等への意見聴取

- 県では、子ども計画の策定に当たり、①ワークショップ、②WEBアンケート、③児童福祉施設等への個別聴取を実施。それぞれの概要は以下のとおり。

① 子ども・若者ワークショップ（令和6年7月実施）

対象者：福岡県在住の小学生・中学生・高校生・若者（18～29歳）・子育て当事者から公募により選定した30名

内容：計画の「現状と課題」等に反映するため、「取組事項（中項目）」をもとに設定したテーマについて、世代別グループや世代混合のグループで議論。

② WEBアンケート（令和6年9月～実施中）

対象者：福岡県在住の小学生・中学生・高校生・若者（18～29歳）・子育て当事者から各400（計2,000）サンプルの回収を目標

内容：計画の「施策の方向」等に反映するため、「基本方向（4つの柱）」をもとに設問を設定し、回答を収集。

③ 個別聴取による子どもの意見聴取（令和6年7月～実施中）

対象者：きめ細かな対応が必要な子ども等（各種施設の直接訪問等により、児童福祉司や施設等職員のサポートのもと、意見聴取）、子どもに関する支援団体（当事者の意見を代弁してもらい、意見聴取）

内容：「困ったこと」「行政に解決してほしいこと」「子ども計画に期待すること」等の問いかけに対して、当事者としての視点から意見を聴取。

3 今後の予定

- 国の取組を参考に、要約した子どもの意見について、子ども計画への反映結果を分類（「反映する」「反映はしないが参考にする」など）し、第3回審議会（専門委員会）の議題とする。